

介護老人福祉施設 矢筒荘【契約書別紙】及び【重要事項説明書】

(令和8年8月1日現在)

当施設は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設開設者

- ① 名称 長野広域連合（関係9市町村により構成）
- ② 所在地 381-0026 長野市松岡二丁目 42 番 1 号
- ③ 電話番号 026—213-5210
- ④ 代表者氏名 長野広域連合長 荻原 健司

2. 矢筒荘の概要

- ① 施設の名称 長野広域連合 矢筒荘
- ② 施設の種類 介護老人福祉施設 2073400240 号
- ③ 所在地 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2227番地
- ④ 電話番号 026—253—6666
- ⑤ 入所定員 72名
- ⑥ 開設年月日 昭和61年4月1日
- ⑦ 施設管理者 飯綱町長 土屋 龍彦
- ⑧ 施設の目的 介護老人福祉施設は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。
- ⑨ 基本理念 「利用者本位・自立支援の理念に基づき、利用者の思いを尊重し、個々に適したケアを行い、明るく健康で且つ安全な日常生活を送ることができるよう援助を行う」
- ⑩ 併設事業 当施設では次の事業を併設して実施しています。
 - I 短期利用生活介護 定員 8名

3. 施設の概要

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート平屋造り
 ② 建物面積 2,385㎡
 ③ 居室等 当施設は以下の居室・設備を設置しています。

主な設備の種類	室数	備 考
居室（4人部屋）	19室	面積 35.75 ㎡ 洗面設備あり
居室（3人部屋）	1室	面積 30.2 ㎡
居室（1人部屋）	1室	面積 13.64 ㎡
静養室	1室	面積 35.75 ㎡
浴室（一般浴室・特殊浴槽）	1室	面積 34.026 ㎡
医務室	1室	面積 37.09 ㎡
食堂	1室	面積 70.00 ㎡
食堂兼談話室	1室	面積 45.59 ㎡
相談室（兼面接室・談話室・ボランティア室）	1室	面積 17.36 ㎡
機能回復訓練室（集会室）	1室	面積 133.30 ㎡

※ 居室の変更 利用者から居室変更の希望があった場合は居室の空室状況によりその可否を決定します。また、利用者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際は、利用者やご家族等と協議により決定いたします。

- ④ 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

ア、利用者意見等を把握する取組

利用者懇談会の実施や意見箱を設置しています。

イ、第三者評価の実施の有無 なし

4. 職員の配置状況

当施設は、利用者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供するため、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】

職種	人数	(参考) 指定基準数	備考
所 長	1 名	1 名	
事務職員	2 名	必要数	
嘱託医	1 名以上	必要数	協力病院：飯綱病院 栗田病院
生活相談員	1 名	1 名	
介護支援専門員	1 名	1 名	
機能訓練指導員	1 名	1 名	看護職員
管理栄養士	2 名	1 名	管理栄養士
調理員		必要数	(株) デリクックちくまへ委託
介護職員	33 名	23 名	非常勤職員 9 名含む
看護職員	5 名	3 名	非常勤職員 2 名含む

※ 職員配置は指定基準を遵守しています。

【配置職員の職種】

嘱託医	飯綱病院	1 名	月曜日 午後 木曜日 午後
介護職員	勤務時間帯別の標準配置人員		
	早出	3 名	7:15~16:00
	日勤	3 名	8:45~17:30
	遅出	3 名	10:15~19:00
	夜勤	3 名	16:00~ 9:30
看護職員	勤務時間帯別の標準配置人員		
	日中	3 名	8:45~17:30

嘱託医	健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	利用者の施設サービス計画を作成します。
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を担当します。
介護職員	日常生活上の介護及び健康保持の相談・助言等を行います。
看護職員	利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設は、利用者に対して以下のサービスを提供します。

① 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割《食事に係る標準自己負担額を除く》）が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

- | | |
|------|--|
| 介 護 | 一人ひとりの身体機能や意向、生活習慣に即した施設介護サービス計画に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援します。 |
| 食 事 | 栄養や嗜好、利用者の身体状況を考慮し、管理栄養士の献立により食事を提供します。また管理栄養士を中心に、各種職員が共同して栄養ケア計画を作成、計画に従い利用者の栄養管理を行います。
（朝食 7：45～、昼食 12：00～、夕食 18：00～） |
| 入 浴 | 週に最低 2 回入浴または清拭を行います。清潔の保持はもとより、気兼ねなく入浴できるようプライバシーに配慮し、個人浴槽を使用したマンツーマン対応をします。また寝台式入浴装置も設置しています。 |
| 排 泄 | 尊厳への配慮を念頭に、利用者の心身状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。 |
| 機能訓練 | 機能訓練指導員（看護職員）を中心に、各種職員が共同して個別の機能訓練計画を作成、歩行練習や拘縮予防だけでなく、趣味を生かした活動や、日常生活の中に取り入れた機能訓練を行います。 |
| 健康管理 | 嘱託医や看護職員が、健康管理やその指導を行います。
毎週月・木曜日に診察や健康管理を受けることができます。
精神科診察については月2回となります。
結核予防法に関わるレントゲン診察を年1回行います。
また、インフルエンザ予防接種（自己負担）を希望より受けることができます。 |

【利用料金表（1割負担・1日当たりの自己負担額）】

下表の利用料金表により、要介護度に応じた介護福祉施設サービス費と加算料金（☆印は全員を対象、★印は該当した場合のみ対象）と、食費・居住費の合計金額をお支払いください。

I 介護福祉施設サービス費

一日あたりの料金：下表の合計単位数に1単位の単価10円を乗じた額のうち、介護保険負担割合証に示された利用者負担の割合

ア 基本サービス：利用する部屋の種類、利用者の介護度から選択

部屋の種類	要介護度	単位数	備考
介護福祉施設サービス費 （多床室）	要介護1	589	
	要介護2	659	
	要介護3	732	
	要介護4	802	
	要介護5	871	

イ 加算サービス：☆は常時、★は該当した場合。

加算サービス		単位数	備考
☆	看護体制加算 (I)□	4	常勤の看護師を1名以上配置している場合
☆	精神科医療養指導加算	5	認知症入所者が入所者の3分の1以上を占め、精神科医の療養指導が月2回以上ある場合
☆	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)□	16	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1人以上上回っており、且つ登録特定行為事業者である場合
★	栄養マネジメント強化加算	11	管理栄養士を定数以上配置し且つ入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
☆	個別機能訓練加算 (IⅡ併算不可)	(I)	機能回復訓練員を配置し、個別のリハビリ計画を作成、計画に基づき機能訓練を行った場合
		(II)	上記計画の内容を厚生労働省に提出。訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
★	生活機能向上連携加算 (1月あたり。IⅡ併算不可)	(I)	外部理学療法士から助言を受ける体制を構築した後、リハビリ計画を作成した場合（リモート含）
		(II)	上記を理学療法士が直接来荘して行った場合
★	口腔衛生管理加算 (1月あたり。IⅡ併算不可)	(I)	口腔衛生の管理体制を整備し各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を年2回以上実施した場合
		(II)	上記に加え口腔衛生等の管理に関する計画内容のデータを厚生労働省に提出した場合。
★	褥瘡マネジメント加算 (1月あたり。IⅡ併算不可)	(I)	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的な管理を行う場合
		(II)	褥瘡リスク者に関する国への情報提供。医師他、多職種による計画作成と計画実行。定期的な評価
★	排せつ支援加算 (1月あたり。IⅡⅢ併算不可)	(I)	排泄状態の定期評価と国へのデータ提出。フィードバックを活用した計画作成と支援及び再評価
		(II)	(I)の実施に加え、再評価の結果、排尿排便状態の改善または維持することができた場合
		(III)	(II)の実施に加え且つオムツ使用から使用なしに改善することができた場合
★	自立支援促進加算（1月あたり）	280	多職種による自立支援計画の策定。計画に従ったケアの実施。定期的に計画を見直している場合

加算サービス			単位数	備考
★	ADL 維持等加算 (1月あたり。ⅠⅡ併算不可)	(Ⅰ)	30	ある月と6ヶ月後に測定した ADL 値を比べた結果改善度合いが一定水準を上回った場合 (1 以上)
		(Ⅱ)	60	改善度合いが一定水準を上回った場合 (2 以上)
★	科学的介護推進体制加算 (1月あたり。ⅠⅡ併算不可)	(Ⅰ)	40	厚労省への利用者の心身データ提出とフィードバック情報の活用によりケア向上を推進した場合
		(Ⅱ)	50	上記に加え、心身、疾病の状況等のデータを提出した場合。
★	安全対策体制加算 (入所初日に限り)		20	研修を受けた担当者の配置と、安全対策部門を設け、組織的に安全対策体制が整備されている場合
★	入院・外泊時介護報酬額 (月6日限度)		246	自宅への外泊、入院をした場合 (この場合介護福祉施設サービス費と加算料金は徴収されません)
★	初期加算 (30日限度)		30	入所日から30日以内の期間。(30日以上入院後の再入所も同様)
★	経口維持加算 (1月あたり。併算不可)	著しい誤嚥が認められる者	400	著しい誤嚥が認められる方に経口摂取を維持するための栄養管理をした場合
★		誤嚥が認められる者	100	上記を算定していて、経口摂取を支援するための観察および会議等に医師等が加わった場合
★	療養食加算		18	医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合
★	サービス提供体制強化加算 (日常生活継続支援加算と併算不可)	(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置し、サービス向上や尊厳保持を目的とした取組を継続的に行う場合
		(Ⅱ)	18	介護福祉士を60%以上配置している場合
☆	日常生活継続支援加算 (サービス提供体制強化加算と併算不可)		36	一定期間の新規入所者数のうち介護度4,5、の者が70%以上、且つ介護福祉士を定数以上の場合
☆	介護職員処遇改善加算Ⅲ			基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の13.6%

介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせ利用者の負担額を変更いたします

Ⅱ 食費、居住費 一日あたりの料金：下表のとおり

(◇ 介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証の記載額が負担額となります)

	料金	介護保険負担限度額認定者◇			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費 (食材料費と調理費)	1,545 円	300 円	390 円	680 円	1,460 円
居住費◎-多床室 (光熱水費)	915 円	0 円	430 円	430 円	530 円

◎自宅への外泊、入院時には1ヶ月に6日間を限度として徴収いたします

② 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

内容		利用料金
特別な食事	利用者の希望により提供します	実費
レクリエーション	希望によりレクリエーション活動に参加 いただくことができます。	無料
生活相談	生活相談員が日常生活に関することを含 めた相談をお受けします。	無料

内容		利用料金
行政手続き代行	行政手続きの代行をお受けします。ご希望の際は職員にお申し出ください。	無料
日用品支払代行	日常生活に係る諸経費の支払代金を申込むことができます。（ご利用にあたり委任状を作成いただきます。）	無料
貴重品の管理	利用者の希望により貴重品の管理サービスをご利用いただけます。 【管理する金銭の形態】 施設が指定する金融機関に預入れている預金 【お預かりするもの】 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑 【保管管理者】 矢筒荘所長	無料
所持品の保管	居室スペースに置くことのできない所持品を倉庫にてお預かりします（種類や体積に制限がありますので、詳しくはお尋ねください）。	無料
その他	日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当なものは、かかる費用の負担をいただきます。（理美容代など） <u>（石鹸、シャンプー、洗剤、トイレットペーパー、ちり紙等は無料です）。</u>	実費

※ おむつ代は介護保険給付対象ですのでご負担はありません。

③ 利用料金のお支払い方法

料金・費用は1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間の利用料金は、利用日数に基づき計算した金額とします。）

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
- イ. 窓口での現金支払
- ウ. 納付書支払い

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

① 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間でも、利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合、退所希望日の7日前までに文書にてお申し出ください（利用者が入院した場合は、この契約を直ちに解約することができます。）

但し、以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

I	要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と判定された場合（この場合、所定の期間をもって退所となります）
II	利用者が他の介護保険施設を利用する場合。
III	利用者が入院後、3ヶ月以内に退院できない場合
IV	利用者がお亡くなりになった場合。

② 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者は利用者に対して 30 日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

I	サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。
II	利用者が事業者または他利用者に対し、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行われた場合。
III	やむを得ない事由により施設を閉鎖又は縮小する場合

③ 利用者が病院等に入院された場合の対応について

医療を必要とする際は、利用者の希望により下記医療機関にて診療や入院治療を受けることができます。（下記医療機関での優先的な診療・入院治療の保証、また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません）。

医療機関名	診療科目	備考
飯綱病院	内科等	協力医療機関

I 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し入院期間中であっても、所定の利用金額をご負担いただきます。利用料金については以下のとおりです。

※ 利用者で介護老人福祉施設サービスを利用している場合に6日以内の入院又は外泊（入退院日及び帰宅、帰荘日は除く）された場合、お支払いただく利用料金は、入院・外泊時介護報酬額の2,460円（自己負担1割：246円）と、居住費（各自の自己負担額）となります。

Ⅱ 7日間以上3か月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設入所することができます。この場合、入院期間中の利用料金のご負担はありません。

※ 予定されていた退院日より早く退院された場合等、受入準備が整っていない時は、併設する短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

Ⅲ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合、契約を解除する場合があります。この場合、当施設に再び優先的に入所することはできません。

④ 円滑な退所のための援助

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者及び家族の希望、並びに利用者が退所後の環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を行います。

- ・適切な病院または介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健・医療・福祉サービスの提供者の紹介

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、利用者の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- ① 面会 面会時間 8：30～20：00
 ※ 来訪者は、面会簿のご記入をお願いします。
 ※ 感染予防のため、手指消毒等のご協力、及び風邪を引かれている方の面会をご遠慮ください。
- ② 外出・外泊 前日までにお申し出ください（身体状況の確認及び食事に係る調整のため）。
- ③ 飲酒、喫煙 喫煙、飲酒は他の利用者に迷惑を及ぼさない限り自由です。喫煙は所定の場所にてお願いします。

- ④ 貴重品の管理 利用者本人が管理を行う場合は、他の利用者に迷惑にならぬよう十分注意をお願いします。
- ⑤ 利用上の注意 居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ⑥ 施設外での受診 嘱託医の専門以外の診療科への受診が必要な場合は、看護職員から連絡し、基本的には職員が付添い受診となりますが、ご家族の方にも受診病院への来院をお願いします。また、受診の付添いについて依頼することもありますので、ご協力をお願いします。
当施設の嘱託医及び協力病院以外の受診を希望される場合は、嘱託医・看護婦までご相談ください。
- ⑦ 宗教活動 他の利用者の迷惑にならぬよう注意をお願いします。
- ⑧ ペット 犬、猫等の嫌いな利用者もあり、施設衛生管理上ご遠慮ください。

8、当施設のサービスの特徴など

①運営方針

☆矢筒荘は毎日笑顔に満ちた、明るい活気ある生活の場を目標とし、隣接する各保健・医療・福祉関連分野との連携を強化し、特に医療及びリハビリの強化に努めます。

②サービスの特徴等

☆協力病院「飯綱病院」が隣接という好条件を活かし、医療面において迅速に対応し、日々の健康管理に努めます。

☆協力病院「飯綱病院」より、月4回理学療法士の来訪を受け機能訓練を実施しております。また、看護職員が理学療法士等の指導の下、機能訓練等を実施すると共に、看護職員・介護職員は日々の日常介護に当たり訓練内容を踏まえた介護サービスに取り組んでいます。

9. 緊急時の対応方法について

利用者の容体に変化があった場合は、ご家族に速やかに連絡するとともに嘱託医（協力病院）に連絡する等必要な処置を行います。

容体によっては受診や入院を想定する場合もあり、緊急に病院への来院をお願いする場合があります。 **昼夜を問わず連絡を受け取れる体制を構築ください。**

利用者氏名						
第一連絡先	氏名			続柄		
	住所	〒				
	電話	自宅			優先順位	
		携帯				
		勤務先	(名称：)			
	備考					
第二連絡先	氏名			続柄		
	住所	〒				
	電話	自宅			優先順位	
		携帯				
		勤務先	(名称：)			
	備考					

※ 連絡先が変更となった場合は、速やかご連絡ください。

10. 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、事業者の責に帰すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 損害賠償について

当施設において事業者の責任により利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。

12. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下で受け付けています。

I 施設内窓口（矢筒荘：026-253-6666）

苦情解決責任者 所 長

苦情受付担当者 相談係長

II 第三者委員（第三者的な立場で相談をうかがいます）

III ふれあいの箱 受付窓口に用意してあります。

② 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に、出身市町村及び長野県国民健康保険連合会の相談窓口へご相談ください。

・飯綱町役場保健福祉課	026-253-2511
・信濃町役場住民福祉課介護支援係	026-255-4214
・長野市役所保健福祉部介護保険課	026-224-7891(直)
・長野県国民健康保険団体連合会	026-238-1580
・長野県福祉サービス運営適正化委員会	026-226-2210

※ その他の市町村については、生活相談員までお問い合わせください。

13. 非常災害対策

災害時の対応	当荘「防災計画」に沿って対応いたします。
防災設備	屋外消火栓、屋内消火器、簡易スプリンクラー、照明付自家発電機、火災熱感知器、火災煙感器、非常通報設備、防火扉、非常灯
防災訓練	年 2 回実施 ① 夜間総合防災避難訓練（地域各種協力団体参加） ② 防災避難訓練（職員消火訓練、避難訓練）
防火責任者	防火管理者

私は、本書面に基づいて事業者から利用契約書並びに重要事項説明書の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<事業者>

事業者名	長野広域連合 矢筒荘
住 所	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2227 番地
代表者名	長野広域連合 矢筒荘施設管理者 飯綱町長 土屋 龍彦 印

説 明 者	職 名	相談係長
	氏 名	印

<利用者>

氏 名	_____
-----	-------

代理人氏名	_____ 続柄
-------	----------